

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出書添付書類

この届出は、相続による登記事項証明書の記載内容の変更が完了したのち（相続の手続き完了後）、相続人の方の氏名等が記載された登記事項証明書（コピー可）と合わせて必要書類（届出書）を提出いただくものです。

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1部

2. 申請農地の登記事項証明書（コピー可） 1部

3. 申請農地の位置図（住宅地図等で表示） 1部

4. 委任状（代理人による提出及び受領の場合） 1部